

広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十八号

#### 広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例

(広島県がん対策推進条例の一部改正)

第一条 広島県がん対策推進条例(平成二十七年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前	
	(定義) 第二条 (略)		(定義) 第二条 (略)	
	一・二 (略)		一・二 (略)	
	三 削除		三 第一種施設 特に受動喫煙を防止すべき施設として別表一の項に掲げるものをいう。	
	四・五 (略)		四・五 (略)	
	六 第四種施設 子供の受動喫煙の防止に配慮すべき施設として別表四の項に掲げるもの(屋内の区域がある施設にあつては、その屋内の区域を除く。)並びにその付近の公道であつて規則で定めるもの並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(専門課程を置く専修学校を除く。)及び児童福祉施設の付近の公道であつて規則で定めるものをいう。		六 第四種施設 子供の受動喫煙の防止に配慮すべき施設として別表四の項に掲げるもの(屋内の区域がある施設にあつては、その屋内の区域を除く。)及びその付近の公道であつて規則で定めるものをいう。	
	七 喫煙 人が吸入するため、たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第二十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。)を燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び第十号において同じ。)を発生させることをいう。			
	八 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。			
	九―十一 (略)		七―九 (略)	
	(屋内における受動喫煙の防止) 第二十四条 (略)		(屋内における受動喫煙の防止) 第二十四条 (略)	
	一 削除		一 第一種施設 禁煙又は喫煙所による分煙	
	二・三 (略)		二・三 (略)	
別表(第二条、第二十四条、第二十五条関係)			別表(第二条、第二十四条、第二十五条関係)	
番号	施設		番号	施設
一	削除		一	官公庁施設、幼稚園、小学校、中

二	<p>体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（前項に掲げる施設に付随するものを除く。）、社会福祉施設等（児童福祉施設を除く。）、博物館、図書館、遊園地、銀行その他の金融機関、大規模小売店舗、興行場、集会場、展示場、斎場、公民館、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設、旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運航する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）又はその他これらに類するものとして知事が定める施設</p>		
四 （略）	<p>（略）</p>		<p>児童のための遊戯施設が設置された都市公園、停留所、横断歩道又はその他これらに類するものとして知事が定める施設</p>

  

二	<p>学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（専門課程を置く専修学校を除く。）、病院、診療所、助産所、保険薬局、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）、児童福祉施設又はその他これらに類するものとして知事が定める施設</p>		<p>体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（前項に掲げる施設に付随するものを除く。）、社会福祉施設等（児童福祉施設を除く。）、大学、専門課程を置く専修学校、各種学校、博物館、図書館、遊園地、銀行その他の金融機関、大規模小売店舗、興行場、集会場、展示場、斎場、公民館、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設、旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運航する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）又はその他これらに類するものとして知事が定める施設</p>
四 （略）	<p>（略）</p>		<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（専門課程を置く専修学校を除く。）、児童福祉施設、児童のための遊戯施設が設置された都市公園、停留所、横断歩道又はその他これらに類するものとして知事が定める施設</p>

第二条 広島県がん対策推進条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>目次          第一章 第三章（略）          第四章 受動喫煙防止対策（第二十四条・第二十六条）          附則</p>
改正前	<p>目次          第一章 第三章（略）          第四章 受動喫煙防止対策（第二十四条・第二十五条）          附則</p>

第二條 (定義) (略)

一・二 (略)

三 敷地内受動喫煙防止施設 多数の者が利用する施設(敷地を含む。)のうち、別表一の項に掲げるものをいう。

第二條 (定義) (略)

一・二 (略)

三 削除

四 喫煙 人が吸入するため、たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。)を燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。

五 (略)

七 喫煙 人が吸入するため、たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。)を燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び第十号において同じ。)を発生させることをいう。

八 (略)

九 禁煙 空間の全部を喫煙することができない区域(以下「禁煙区域」という。)とすることをいう。

十 喫煙所による分煙 喫煙することができ、区域(以下「喫煙区域」という。)から禁煙区域への煙の流入を防止する措置であつて規則で定めるものにより、空間を喫煙所(専ら喫煙に用いる区域をいう。)と禁煙区域に分割することをいう。

十一 その他の分煙 規則で定めるところにより空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割すること(喫煙所による分煙を除く。)又は喫煙することができる時間以外の時間は喫煙することができない時間とすることをいう。

(敷地内における受動喫煙の防止)

第二十四条 何人も、正当な理由がなくて、敷地内受動喫煙防止施設で喫煙してはならない。

(敷地内受動喫煙防止施設の管理者の責務)

第二十五条 敷地内受動喫煙防止施設の管理者(施設の管理について権原を有する者をいう。次条において同じ。)は、当該敷地内受動喫

(屋内における受動喫煙の防止)

第二十四条 次の各号に掲げる施設の管理者(当該施設の管理について権限を有する者をいう。)は、当該施設の不特定又は多数の者が出入りする室内又はこれに準じる空間(専ら特定の者が出入りする事務室等を除く。)について、当該各号に定める措置をとらなければならない。

ばならない。

煙防止施設に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができない状態で設置してはならない。

(屋外における受動喫煙の防止)

第二十六条 子供の受動喫煙の防止に配慮すべき施設として別表二の項に掲げるもの(屋内の区域がある施設にあつては、その屋内の区域を除く。)並びに同表一の項及び同表二の項に掲げる施設の付近の公道であつて規則で定めるもの(以下「屋外受動喫煙防止施設」という。)に立ち入る者は、屋外受動喫煙防止施設において喫煙しないように努めなければならぬ。ただし、子供の受動喫煙の防止に配慮されたものであつて規則で定める基準を満たした灰皿の付近においては、この限りでない。

2 屋外受動喫煙防止施設の管理者は、当該屋外受動喫煙防止施設に灰皿を置く場合には、前項の基準を満たすように努めなければならない。

別表(第二条、第二十四条、第二十六条関係)

番号	施設
一	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(専門課程を置く専修学校を除く。)、児童福祉施設又はその他これらに類するものとして知事が定める施設

- 一 削除
- 二 第二種施設 禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙
- 三 第三種施設 規則で定めるところにより、禁煙としている旨、喫煙所による分煙としている旨、その他の分煙としている旨又は喫煙することができる旨を表示すること。

(屋外における受動喫煙の防止)

第二十五条 第四種施設に立ち入る者は、第四種施設において喫煙しないように努めなければならぬ。ただし、子供の受動喫煙の防止に配慮されたものであつて規則で定める基準を満たした灰皿の付近においては、この限りでない。

2 第四種施設の管理者は、当該第四種施設に灰皿を置く場合には、前項の基準を満たすように努めなければならない。

別表(第二条、第二十四条、第二十五条関係)

番号	施設
一	削除
二	体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設(前項に掲げる施設に付随するものを除く。)、社会福祉施設等(児童福祉施設を除く。)、博物館、図書館、遊園地、銀行その他の金融機関、大規模小売店舗、興行場、集会場、展示場、斎場、公民館、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設、旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶(運航する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。)(又はその他これらに類するものとして知事が定める施設)
三	飲食店、風俗営業の用に供する施設、物品販売業を営む店舗(保険薬局及び大規模小売店舗を除く。)

二	
(略)	
四	(一)、カラオケボックス、遊技場、ホテル、旅館、簡易宿泊所、理容所、美容所又はその他これらに類するものとして知事が定める施設
(略)	

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和二年四月一日から施行する。